

岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画		変更する面積			変更後の計画(案)	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	246,850	16.2%	0	0	0	246,850	16.2%
農業地域(b)	746,930	48.9%	50	74	△ 24	746,906	48.9%
森林地域(c)	1,174,291	76.9%	0	216	△ 216	1,174,075	76.9%
自然公園地域(d)	72,011	4.7%	191	10	181	72,192	4.7%
自然保全地域(e)	4,956	0.3%	0	0	0	4,956	0.3%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	2,245,038	147.0%	241	300	△ 59	2,244,979	147.0%
白地地域	8,381	0.5%	4	63	△ 59	8,322	0.5%
県土面積	1,527,501	100.0%	0	0	0	1,527,501	100.0%

注1:「都市地域」とは、一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域である。

注2:「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域である。

注3:「森林地域」とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

注4:「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域である。

注5:「自然保全地域」とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域である。

注6:「白地地域」とは、五地域のいずれにも該当しない地域である。

注7:「県土面積」は、令和2年10月1日現在の国土地理院公表の数値である。

注8:五地域は互いに重複する部分があるため、五地域面積の合計は県土面積を上回っている。

注9:「現行計画の面積」は、令和2年3月31日現在の数値であること。

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)				変更部分の 地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積(ha)	縮小面積(ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目				面積
					名称	面積	名称	面積						
1	奥州自然公園地域 (14-10)	奥州市 (胆沢)	191	10	森	128			△ 63	原野 水面等	128 63	ダム建設に伴う湛水範囲の変化により、地域をとりまく情勢変化が生じたことから、自然公園計画の変更を行うもの。	自然公園法に基づく国定公園区域の変更(R3)	令和元年12月28日付けで環境省国立公園課へ申出
2	奥州農業地域 (14-11)	奥州市 (江刺フロンティアパーク)		36	都	36				宅地	36	工業団地として整備されており、農用地がないことから、都市計画マスタープランに基づき工業専用地域に指定するため。	農業振興地域の変更(R3) 奥州市都市計画用途地域の変更(R3) 農業振興地域計画及び農用地利用計画の変更(R4)	
3	奥州農業地域 (14-11)	奥州市 (江刺馬場先)	13		都	13	用途	13		農用地 宅地 その他	9 2 2	都市計画用途地域であるが、主として農用地として利用されていることから、用途地域を廃止し農業振興地域との一体的な土地利用を図るため。	農業振興地域の変更(R3) 奥州市都市計画用途地域の変更(R3) 農業振興地域計画及び農用地利用計画の変更(R4)	
4	奥州農業地域 (14-11)	奥州市 (江刺観音堂)	28		都	28	用途	28		農用地 宅地 その他	18 6 4	都市計画用途地域であるが、主として農用地として利用されていることから、用途地域を廃止し農業振興地域との一体的な土地利用を図るため。	農業振興地域の変更(R3) 奥州市都市計画用途地域の変更(R3) 農業振興地域計画及び農用地利用計画の変更(R4)	
5	奥州農業地域 (14-11)	奥州市 (江刺海老島)	9		都	9	用途	9		農用地 宅地	8 1	都市計画用途地域であるが、主として農用地として利用されていることから、用途地域を廃止し農業振興地域との一体的な土地利用を図るため。	農業振興地域の変更(R3) 奥州市都市計画用途地域の変更(R3) 農業振興地域計画及び農用地利用計画の変更(R4)	
6	奥州農業地域 (14-11)	奥州市 (胆沢龍ヶ馬場(1))		12	都	12				宅地	12	市街地が形成されており農用地がないことから、都市計画マスタープランに基づき第1種中高層住宅専用地域に指定するため。	農業振興地域の変更(R3) 奥州市都市計画用途地域の変更(R3) 農業振興地域計画及び農用地利用計画の変更(R4)	
7	奥州農業地域 (14-11)	奥州市 (胆沢龍ヶ馬場(2))		4	都	4				宅地	4	市街地が形成されており農用地がないことから、都市計画マスタープランに基づき第1種住居地域に指定するため。	農業振興地域の変更(R3) 奥州市都市計画用途地域の変更(R3) 農業振興地域計画及び農用地利用計画の変更(R4)	
8	奥州農業地域 (14-11)	奥州市 (前沢インター工業団地)		22	都	22				宅地	22	工業団地として整備されており農用地がないことから、都市計画マスタープランに基づき工業専用地域に指定するため。	農業振興地域の変更(R3) 奥州市都市計画用途地域の変更(R3) 農業振興地域計画及び農用地利用計画の変更(R4)	
9	二戸森林地域 (14-2)	二戸市 (足沢)		3	農	3				宅地	3	林地開発(養鶏施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(R5)	林地開発許可平成31年3月20日 開発許可完了令和元年9月4日
10	宮古森林地域 (14-9)	宮古市 (重茂(1))		4	農公	4				その他	4	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(R3)	林地開発許可平成30年5月31日 開発許可完了令和元年10月2日

11	宮古森林地域 (14-9)	宮古市 (重茂(2))		2	農公	2			その他	2	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(R3)	林地開発許可平成30年5月31日 開発許可完了令和元年10月2日
12	滝沢森林地域 (14-5)	滝沢市 (湯舟沢)		4	都農	4	調整	4	その他	4	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川上流森林計画の樹立(R2)	林地開発許可平成31年1月18日 開発許可完了令和元年11月6日
13	奥州森林地域 (14-11)	奥州市 (水沢佐倉河)		5	都農	5			その他	5	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(R4)	林地開発許可平成30年7月26日 開発許可完了令和元年11月15日
14	軽米森林地域 (14-2)	軽米町 (山内)		126	農	126			その他	126	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(R5)	林地開発許可平成28年11月22日 開発許可完了令和元年11月12日
15	八幡平森林地域 (14-5)	八幡平市 (平笠)		3	農	3			その他	3	林地開発(養豚施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(R5)	林地開発許可平成30年10月12日 開発許可完了平成31年4月12日
16	宮古森林地域 (14-9)	宮古市 (箱石)		10	農	10			その他	10	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(R3)	林地開発許可平成29年10月31日 開発許可完了令和2年1月16日
17	陸前高田森林地域 (14-12)	陸前高田市 (米崎)		4					その他	4	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	大槌・気仙川森林計画の樹立(R6)	林地開発許可平成31年1月31日 開発許可完了令和2年1月28日
18	一関森林地域 (14-13)	一関市 (真柴)		5	都	5			その他	5	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(R4)	林地開発許可平成29年2月7日 開発許可完了令和2年4月28日
19	一関森林地域 (14-13)	一関市 (厳美)		13	農	13			その他	13	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(R4)	林地開発許可平成30年10月1日 開発許可完了令和2年5月25日
20	宮古森林地域 (14-9)	宮古市 (津軽石) 山田町 (石峠)		28	都農 農	10 18			その他	28	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	久慈・閉伊川森林計画の樹立(R3)	林地開発許可平成28年11月9日 開発許可完了令和2年5月28日
21	葛巻森林地域 (14-6)	葛巻町 (江刈)		3	農	3	農用	3	農用地	3	林地開発(草地開発)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	馬淵川上流森林計画の樹立(R5)	林地開発許可令和元年6月21日 開発許可完了令和2年7月22日
22	北上森林地域 (14-8)	北上市 (北工業団地)		6	都農	6	用途	4	宅地	6	林地開発(工業団地拡張造成)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(R4)	林地開発許可平成30年12月25日 開発許可完了令和2年6月30日
合 計			241	300									

2 変更スケジュール

時期	土地利用基本計画(計画図) 変更スケジュール	個別規制法サイドのスケジュール				
		都市計画法	農振法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
令和2年11月 末まで		○都市計画変更素案縦覧(9月中旬まで) ○都市計画公聴会(9月下旬) ○市都市計画審議会(11月中旬) ○県知事協議書提出(11月下旬)	○都市計画と農林漁業の調整(9月)	○各地域森林計画(案)の縦覧(各地域森林計画樹立年度の10月下旬~11月下旬) ○市町村・森林管理局からの意見照会(11月下旬)	○県→環境省申出(R元.12月)	
令和2年12月	○国土交通省との事前調整開始 (12/9) ○市町村長からの意見聴取開始 (12/14)			○森林審議会(12月中旬) ○農林水産大臣協議(12月中旬) ○地域森林計画公表(12月下旬)		
令和3年1月	○市町村長からの意見聴取完了 (1/18) ○国土交通省との事前調整完了 (1/20)				○パブリックコメント(環境省1月下旬)	
令和3年2月	○国土利用計画審議会 (2/1) ○国土交通省との意見聴取開始(2月上旬)	○県知事協議回答(2月下旬)	○農業振興地域の変更に係る市町村協議(2月下旬)			
令和3年3月	○国土交通省との意見聴取完了(3月中旬) ○計画変更決定・告示 (3月下旬)	○都市計画変更決定告示(3月下旬)	○農業振興地域変更決定・告示(3月下旬)			
令和3年4月以降			○農業振興地域整備計画の定期見直し(4月以降)		○中央環境審議会(環境省)	